

IFSC ルール 2015 変更点

第 1 部 競技の管理

2. 加盟団体

競技外のアンチ・ドーピング検査のために一項追加。

2.4.3 加盟団体は、選手団のワールド・カップ、世界選手権、世界ユース選手権への選手/役員の登録時に、全ての選手/役員の連絡先情報（宿泊滞在に関する詳細、到着と帰国の予定日時）を提出しなければならない。

加盟団体の支払う罰金に関する文言追加。

2.6.1 すべての手数料(加盟費、競技会参加費、国際ライセンス料、抗議の際の供託金など)、罰金(例えば、ルールや主催者ハンドブックに規定されている違反行為によって課せられるもの)と、全てのその他の費用は、加盟連盟/協会の負担となる。

3. 総則

競技ゼッケンのサイズに関する規定の変更。

3.4.3 競技会主催者から提供される公式の競技順ゼッケンは、上衣の背中側にはっきり見えるようにつけなければならない。競技順ゼッケンは IFSC 主催者ハンドブックに示される大きさを越えてはならない。競技会主催者は、加えて選手のズボンの脚の部分に競技順ゼッケンをつけさせることができる。

ユニフォームに関する 3.4.5b) は、2015 年のシーズンは適用を保留。

3.4.5 その所属する選手団を代表する選手は、登る際にそのチームの以下からなるユニフォームを着用しなければならない。

~~b) ユニフォームの上衣に併せてレグウェア（長短を問わず）~~

4. 罰則規定

選手の開会式への欠席が、イエローカードの対象から除外され、IFSC 理事会の決定に基づく加盟団体への罰金となった。先の 2.6.1 の文言追加は、この変更に関連するもの。

4.2.3 イエローカードによる警告は以下の規則違反に対しておこなわれる。

ジュリー・プレジデントまたは IFSC ジャッジの指示に関すること

用具及び式典に関すること

~~d) 選手の開会式への不参加~~

フラッシュ形式の競技での情報提供や助言の可能とする変更。

4.2.8 以下の規則違反は、レッドカードの提示と、選手のその競技会での即時の失格となり、さらに IFSC の懲罰委員会に即時に提訴される。

選手または選手団員による競技エリアでの規則違反：

- a) 当該競技会のルールで認められている範囲を越えて選手が競技するルートの情報を収集した場合。ただし、アイソレーション規程の適用されない（すなわちラウンドがフラッシュ形式でおこなわれる）競技ラウンドでは、選手はそのアテンプの前、そしてアテンプの間、競技ゾーンの外にいる他のチーム・メンバーから情報提供を受けることができる。
- b) 当該競技会のルールで認められている範囲を越えて、他の選手から情報を収集し、また伝えた場合（ルールの 6.7.6¹及び 7.7.5 への違反が含まれるが、それに限定されるものではない）。

第 2 部 テクニカル・ルール

6.リード

6.7.10(クリーニングに関する規定)で、クリーニングの間隔に若干の幅が与えられた。これは 2014 年ですでに変更になっていたが、見落としていた。例えば選手数が 42 名の場合に 14 名ずつで 2 回クリーニングするというのは時間の無駄なので、21 名終了時の 1 回でもよい、というような話ではないかと思う。

6.7.10 各ルートのホールドは IFSC ジャッジがチーフ・ルートセッターと協議の上で決定した回数、クリーニングされねばならない。クリーニング作業はラウンドを通して均等な間隔でおこなわれねばならない。ルートのクリーニングまでのアテンプ数は通常最大 20 までとし、22 を越えてはならない。クリーニングの回数と所要時間は公表し、アイソレーション・ゾーンに掲示される競技順リストに明示しなければならない。選手はルート中のいかなるホールドもクリーニングすることはできない。

6.7.16(決勝の開始前に選手紹介をおこなう旨の規定)が 6.7.20 a)に移動し、以下が繰り上がっている。その他、6.7 には条文の順序に異動がある。以下の 6.7.19、20 は従来の 6.7.19 の後に追加されたものである。

6.7.19 の変更については“Remove the possibility to alternate climbers in semi-finals”とあるが意味が不明

6.7.19 準決勝は、両カテゴリーが同時に競技をおこなう。

ウォームアップと条件の平等のために文言追加。

6.7.20 決勝では；

- a) 先立って、決勝進出選手の紹介をおこなわなければならない。
- b) 各カテゴリーの最後の選手の競技開始予定時刻が、同じカテゴリーの最初の選手の競技開始予定時刻の 90 分以上後になることがないように計画されねばならない。

6.9.9 d)が昨年のルールのバージョン 3 で改訂されていた。これについては 2014 年の最初の段階ではジャッジング

¹ 6.7.5 の誤記の可能性がある。

マニュアルで、ボルトオンホールドにあけられた穴も禁止と読める文言だったものが、その後変更されて選手は使用して良いことになり、セッターが使わせたくない場合は事前に埋めておく、となった。

6.9.9 e)で広告用の表意板などの使用禁止を一項追加。従来の e) (エッジの使用禁止) 以下は繰り下げ。

6.9.9 選手のルートでのアテンプトは、選手が以下の状態になったとき完登以外の競技終了となる：

- d) いかなるものであれホールド取付け用にあけられている穴を手で使用した場合、ただしボルトオンホールドのそうした穴は除外する；
- e) 壁やその一部をなすものに取付けられた、広告やインフォメーション用表示物²を使用した；

同着の選手を分けるために時間記録を使用するのはそれが表彰台(1位、2位、3位)に関わる場合に限る。

6.10.4 6.10.3 のカウントバックの後に、なお同着の選手があった場合；

- a) 決勝ルートでのアテンプト後に 1位、2位、3位にかかる選手に同着がある場合、当該選手の順位はそれぞれの時間記録（短い方が上位）で決定する；

7.ボルダー

ホールドにチョークをつける行為に関する規定が削除。

7.4.4 採点のために選手が以下のことをおこなうごとにアテンプト1回が加算される。

- b) スターティング・ホールド以外のホールドに、手または足で触れた、~~もしくはチョークをつけた~~；

7.9.5 c)の表現の修正。これはリードの 6.9.9 d)と同じ趣旨で、ボルトオンホールドにあけられた穴の使用を認めるもの

7.9.5 d)が一項追加。これはリードの 6.9.9 e)と同じ内容

7.9.5 採点のために選手が以下のことをおこなうごとにアテンプト1回が加算される。

- d) 壁やその一部をなすものに取付けられた、広告やインフォメーション用表示物を使用した；

選手の順位に関する抗議に関する規定の文言追加。

7.13.5 選手の順位 (すなわち発表された成績の誤りや矛盾) に関するいかなる抗議も、ジューリ・プレジデントに対し、以下に従って文書でおこなわねばならない：

8.スピード

選手紹介がおこなわれるのは、スモール・ファイナルとビッグ・ファイナルのみとする。

8.7.6 決勝の最終ステージに先立ち(スモール・ファイナルの直前)、決勝進出選手の紹介をおこなわなければならない。

² 最近の国際大会では、ボルダーではスタートホールド、ボーナス、最終ホールドの側に、テープによるマークの他に観客用にそれがスタート、ボーナス、ゴールであることを示す表示板が付けられる。リードの場合はスタートと最終クイックドロウの側に同様の表示が取付けられる。

全ての決勝で同着の場合は、1 回再競技をおこなうとする変更。

8.7.10 決勝のいずれのレースであれ、結果が同着だった場合、当該レースは再競技をおこない、この再競技後になお同着だった場合は、先立つステージで(必要な場合は、さらに前のステージや予選も検討して)、より速い時間記録を出している選手を勝者とする。

試登中のスタートの失敗についての文言追加。

8.8.2 ジュリー・プレジデントは、その競技会に固有の諸条件に応じて、試登時間の期間や形式を変更することができる。

付記：何らかのテクニカル・インシデントが試登に影響を与えた場合の救済措置として、選手は各ルートにつき 1 回の試登をおこなう権利を与えられる。選手のアテンプトはスタートに失敗しても止められてはならない。

第 3 部 各大会についての規定

11.ワールド・カップ

各国の参加定員の増加。

11.4.2 11.2.1 に従い、加盟連盟/協会は IFSC の公式登録フォームに、(以下の選手で構成された)選手団の参加登録をすることができる；

c) その大会の各カテゴリー及び各種目について、以下の選手：

- i) 主催国以外の加盟連盟/協会は、6 名までの選手；
- ii) 主催国の加盟連盟/協会は、18 名までの選手。

SMS または E メールによる参加受付連絡についての規定。

11.4.3 11.4.1 及び 11.4.2 の規定に従って登録された全ての者の参加は、以下に従って確認されねばならない：

b) 以下の場合、IFSC デリゲイトまたはジュリー・プレジデントへの SMS または E メールによる連絡；

- i) SMS による参加確認が認められる旨の告知が IFSC のウェブサイトにある場合、または
- ii) ストライキ、交通渋滞などのような特殊な事態で会場に行けない場合

個人総合ランキングは、2 種目以上を必要とする旨の文言追加

11.7.8 「個人総合ランキング」は、少なくとも 2 種目以上で順位ポイントを獲得した選手について算出する。個人総合ランキングを、各選手が参加したリード、ボルダー、スピードそれぞれのワールドカップ・シリーズの少なくとも 2 つ以上の大会で獲得した順位ポイントで決定する。個人総合ランキングは、各ワールドカップ・シリーズで選手に与えられた順位ポイントの最高位のを合計して決定する。ランキングされる選手の順位は合算した順位ポイント合計の降順となる。この計算に使用されるワールドカップ・シリーズの成績数の上限は 5 大会とする。

選手団のうち最低 1 名が開会式に出席しない場合、罰金が科される旨の追加。

11.9.1 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、各選手団から少なくとも 1 名が開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 4 (罰則規定) に従って制裁の対象となる。

IFSC は、各期ごとに該当する罰金の最低額を決定する。

12.世界選手権

SMS または E メールによる参加受付連絡についての規定。11.4.3 と同じ内容。昨年は、この部分がワールド・カップと世界選手権で異なっていた(ii)の内容が世界選手権にはあったが、統一されたかたちである。

12.4.3 12.4.1 及び 12.4.2 の規定に従って登録された全ての者の参加は、以下に従って確認されねばならない:

b) 以下の場合、IFSC デリゲイトまたはジュリー・プレジデントに SMS または E メールによる連絡;

i) SMS による参加確認が認められる旨の告知が IFSC のウェブサイトにある場合、または

ii) ストライキ、交通渋滞などのような特殊な事態で会場に行けない場合

開会式次第を大会のインフォメーションシートに含めること、これに従わない場合は制裁の対象になる旨の規定。ワールド・カップの開会式規定に比べ、文言が厳しくなっている。世界選手権が格上の大会であるということであろう。

12.9.1 開会式の次第 (出席が必須である旨を含む) が、主催者の発表するインフォメーションシートに含まれなければならない。ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、発表された式次第の遵守を怠った選手団はセクション 4 (罰則規定) に従って制裁の対象となる。

13.世界ユース選手権

世界ユースが 3 種目で実施される旨の規定。

13.1.2 IFSC の公認する各世界ユース選手権は、男女両方のカテゴリーで、全 3 種目で開催する。IFSC がそれに替わる形式を指定しない限り、競技の形式は第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。

世界ユースの開催日数の増加。種目追加に伴うものと思われる。

13.1.3 世界ユース選手権は通常、週末に開催する。世界ユース選手権の最大日数は、5 日間とする。開催日の決定に当たっては、学校への出席の問題を最小限にするよう、特に考慮しなければならない。